



市 章

# 大津市公報

平成 28 年 3 月 29 日  
号 外 ( 第 25 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 条 例

9	大津市行政不服審査法施行条例.....	2
10	大津市職員の退職管理に関する条例.....	4
11	大津市長等の退職手当の特例に関する条例.....	4
12	地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例.....	5
13	大津市空家等の適正管理に関する条例.....	5
14	平成28年度における職員の給与の特例に関する条例.....	8
15	大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例及び大津市農業集落排水処理施設条例を 廃止する条例.....	9
16	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	9
17	大津市行政手続条例の一部を改正する条例.....	9
18	大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用に関する条例の一部を改正する条例.....	10
19	大津市情報公開条例の一部を改正する条例.....	14
20	大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	15
21	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例.....	16
22	大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例.....	17
23	大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例.....	17
24	大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例.....	17
25	大津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例.....	17
26	条件附採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する 条例.....	18
27	大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....	18
28	大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....	20
29	大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	24
30	大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	24
31	大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例.....	26
32	大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	27
33	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	27
34	大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例.....	28
35	大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例.....	28
36	大津市老人福祉センター条例及び大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例.....	29
37	大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	29
38	大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例.....	29
39	大津市建築審査会条例の一部を改正する条例.....	29
40	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	30
41	大津市ガス供給条例の一部を改正する条例.....	30
42	大津市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例.....	31
43	大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例.....	31
44	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	31
45	大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例.....	31
46	大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例.....	32
47	大津市火災予防条例の一部を改正する条例.....	33
48	大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例.....	46

## 条 例

大津市行政不服審査法施行条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 9 号**

大津市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

**第 2 条** 審理員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条第1項に規定する職員でない者に限る。)は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(弁明書の添付書類)

**第 3 条** 処分庁は、法第29条第4項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる書面を保有する場合には、同条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

大津市行政手続条例(平成8年条例第30号)第24条第1項に規定する聴聞調書及び同条第3項に規定する報告書

大津市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(交付の方法)

**第 4 条** 法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。第6条及び第7条において同じ。)の規定による交付は、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「政令」という。)第11条各号に掲げる方法のほか、交付に係る同項に規定する書面若しくは書類(以下「対象書面等」という。)に記載された事項又は交付に係る同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)に記録された事項を記録したシー・ディー・ロムを交付する方法によってすることができる。

(手数料の額等)

**第 5 条** 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

政令第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

政令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

前条に規定する交付の方法 シー・ディー・ロム1枚につき100円

2 手数料は、交付の際に納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、審理員(法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次条において同じ。)が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

**第 6 条** 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下この条及び次条において「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

**第 7 条** 第4条に規定する方法により法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、第4条のシー・ディー・ロムの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査庁が定める方法により納付しなければならない。

(再審査請求)

**第8条** 第4条から前条までの規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第4条中「第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。第6条及び第7条において同じ。)」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令第19条第1項において準用する政令」と、第5条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第66条第1項において準用する法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」と、同項第1号及び第2号中「政令」とあるのは「政令第19条第1項において準用する政令」と、同項第3号中「前条」とあるのは「第8条において読み替えて準用する前条」と、同条第3項中「法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁」とあるのは「再審査庁が法第66条第1項において準用する法第9条第1項各号に掲げる機関である場合にあっては、再審査庁」と、第6条第1項及び第2項中「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、同条第3項中「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、第7条中「第4条」とあるのは「第8条において読み替えて準用する第4条」と、「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、「審査庁」とあるのは「再審査庁」と読み替えるものとする。

(行政不服審査会)

**第9条** 法第81条第1項の規定により本市に置く機関の名称は、大津市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

**第10条** 審査会は、委員3人をもって組織する。

**第11条** 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

**第12条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

**第13条** 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

**第14条** 審査会の庶務は、総務部において処理する。

**第15条** 第9条から前条までに定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(提出資料の交付)

**第16条** 第4条から第7条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第4条中「第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。第6条及び第7条において同じ。)」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令第23条において読み替えて準用する政令」と、「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第5条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、同項第1号中「政令」とあるのは「政令第23条において読み替えて準用する政令」と、同項第2号中「政令」とあるのは「政令第23条において準用する政令」と、同項第3号中「前条」とあるのは「第16条において読み替えて準用する前条」と、同条第3項中「審理員(法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次条において同じ。)」とあるのは「審査会」と、第6条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査会」と、「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、第7条中「第4条」とあるのは「第16条において読み替えて準用する第4条」と、「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(罰則)

**第17条** 第2条又は第11条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

大津市職員の退職管理に関する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第10号**

大津市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

**第2条** 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又はこれに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

**第3条** 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続き退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

大津市長等の退職手当の特例に関する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第11号**

大津市長等の退職手当の特例に関する条例

(市長に対する退職手当の特例)

**第1条** 市長に対する退職手当の額は、この条例の施行の日(以下「基準日」という。)を含む任期(以下「市長の在職期間」という。)について支給する場合に限り、大津市長等の退職手当に関する条例(昭和54年条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(副市長等に対する退職手当の特例)

**第2条** 副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員に対する退職手当の額は、市長の在職期間のうち基準日以後の期間の全部又は一部を含む任期(大津市長等の退職手当の特例に関する条例(平成24年条例第43号)第2条の規定の適用を受ける任期を除く。)について支給する場合に限り、条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から当該額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

.....

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第12号**

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例

( 趣 旨 )

**第 1 条** この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第 1 項の規定に基づき設置する地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

( 組 織 )

**第 2 条** 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

( 委 員 )

**第 3 条** 委員は、医療又は事業の経営に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

( 臨 時 委 員 )

**第 4 条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

( 委 員 長 )

**第 5 条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

( 会 議 )

**第 6 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 庶 務 )

**第 7 条** 委員会の庶務は、健康保険部において処理する。

( 委 任 )

**第 8 条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市空家等の適正管理に関する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第13号**

大津市空家等の適正管理に関する条例

( 目 的 )

**第 1 条** この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等の適正な管理について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

( 定 義 )

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

法定外空家等 本市の区域内に存する長屋若しくは共同住宅の住戸又はこれらに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を

含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

特定法定外空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる法定外空家等をいう。

- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
(空家等又は法定外空家等の所有者等の責務)

**第 3 条** 空家等又は法定外空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、その所有し、又は管理する空家等又は法定外空家等が周辺の生活環境及び地域社会に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

(法定外空家等の立入調査等)

**第 4 条** 市長は、必要があると認めるときは、法定外空家等の所在及び当該法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法定外空家等の所有者等に関する情報の利用等)

**第 5 条** 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の法定外空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(所有者等による法定外空家等の適切な管理の促進)

**第 6 条** 市は、所有者等による法定外空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(特定法定外空家等に対する助言、指導等)

**第 7 条** 市長は、特定法定外空家等の所有者等に対し、当該特定法定外空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定法定外空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定法定外空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(勧告に係る事前手続)

**第 8 条** 市長は、法第 14 条第 2 項又は前条第 2 項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、その勧告を行おうとする者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 市長は、法第 14 条第 2 項又は前条第 2 項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会の意見を聴かななければならない。

(公表及び標識の設置)

**第 9 条** 市長は、法第 14 条第 2 項又は第 7 条第 2 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等又は特定法定外空家等に設置することができる。

(特定法定外空家等に対する措置命令等)

**第 10 条** 市長は、第 7 条第 2 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その

措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 1 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第 1 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の 3 日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第 4 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 市長は、第 1 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 8 第 1 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第 7 条第 1 項の助言若しくは指導又は同条第 2 項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第 1 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 9 市長は、第 1 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 10 前項の標識は、第 1 項の規定による命令に係る特定法定外空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定法定外空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 11 第 1 項の規定による命令については、大津市行政手続条例（平成 8 年条例第 30 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

（準用）

**第 11 条** 第 8 条第 2 項の規定は、法第 14 条第 3 項又は前条第 1 項の規定による命令を行おうとする場合について準用する。

（応急措置）

**第 12 条** 市長は、特定空家等及び特定法定外空家等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最小限度の応急措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による応急措置を講じたときは、当該応急措置の実施内容を当該特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、過失がなくて当該特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等を確知することができない場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、市長は、当該応急措置の実施内容を公告しなければならない。
- 4 市長は、第 1 項の規定による応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を当該特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等から徴収することができる。

（大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会）

**第 13 条** 特定空家等又は特定法定外空家等に対する措置の実施等に関し必要な事項を調査審議するため、大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

**第 14 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

**第15条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

第4条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第10条第1項の規定による市長の命令に違反した者

**附 則**

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第14号**

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

**第1条** 市長及び副市長の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の30(副市長にあっては、100分の20)に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額からその100分の15(副市長にあっては、100分の5)に相当する額を減じた額とし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額とする。

**第2条** 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10(常勤の監査委員にあっては、100分の3.8)に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

**第3条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第1号若しくは第2号イに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。)第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第3条から第5条まで及び大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第18号)附則第3項から第5項まで又は教育公務員給与条例第4条から第6条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第43号)附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎給料月額」という。)から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。)の額、給料の調整額(手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。)、勤務1時間当たりの給与額(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第14条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第2号)第3条又は給与条例第12条(教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。)の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。)及び教職調整額(手当の額の算出の基礎となる場合に限る。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

**附 則**



この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例及び大津市農業集落排水処理施設条例を廃止する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第15号

大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例及び大津市農業集落排水処理施設条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例(昭和57年条例第33号)

大津市農業集落排水処理施設条例(昭和60年条例第3号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大津市農業集落排水処理施設条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の排水処理施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第16号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市景観審議会の項の次に次のように加える。

大津市緑の基本計画審議会	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定するために必要な事項を調査審議すること。	6人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、関係行政機関から選出された者及び市職員
--------------	--	------	--

別表教育委員会の部大津市中心身障害児就園就学指導委員会の項を次のように改める。

大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会	特別支援教育の対象となる幼児、児童及び生徒の適正な就園又は就学を図るとともに、これらの者に対する適切な支援を実施するために必要な事項を調査審議すること。	20人以内	学識経験を有する者、関係行政機関から選出された者及び市職員
----------------------	--	-------	-------------------------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表教育委員会の部大津市中心身障害児就園就学指導委員会の項の改正規定は、同年5月15日から施行する。

大津市行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第17号

大津市行政手続条例の一部を改正する条例

大津市行政手続条例（平成 8 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 10 号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 18 号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第 3 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

別表第 1 の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

本則に次の 2 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 4 条 別表第 3 の第 3 欄に掲げる機関は、同表の第 1 欄に掲げる機関から同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、同表の第 1 欄に掲げる機関に対し、当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則中「第 3 条第 1 項ただし書」を「第 3 条第 3 項ただし書」に改める。

附則の次に別表として次の 3 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

機関	事務
1 市長	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	在宅重度心身障害者に対する住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	大津市立障害者通所施設条例（平成 24 年条例第 9 号）による障害児通所支援の利用等に係る使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	大津市立母子生活支援施設条例（平成 22 年条例第 37 号）による母子家庭等の児童に対し保育を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

7 市長	大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）による高齢者の福祉に資する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）による障害者又は特別障害者の認定に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	低所得の障害者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	大津市老人福祉医療費助成条例（昭和57年条例第42号）による老人福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	大津市医療費助成条例による医療費の助成に準じて実施する後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
15 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	在宅重度心身障害者に対する住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	大津市立障害者通所施設条例による障害児通所支援の利用等に係る使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

6 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者関係情報」という。）、地方税関係情報又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
9 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

11 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	大津市立母子生活支援施設条例による母子家庭等の児童に対し保育を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	大津市介護保険条例による高齢者の福祉に資する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	所得税法施行令又は地方税法施行令による障害者又は特別障害者の認定に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	低所得の障害者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	大津市医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	大津市老人福祉医療費助成条例による老人福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	大津市医療費助成条例による医療費の助成に準じて実施する後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第 3（第 4 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

	実施又は就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

**第 2 条** 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

第 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大津市情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 19 号**

大津市情報公開条例の一部を改正する条例

大津市情報公開条例（平成 14 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 20 条」を「第 20 条第 3 項」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

**第 3 章 審査請求**

第 19 条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

**第 19 条** 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 20 条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条中「前条第 1 項」を「第 1 項」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。）

第20条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

審査請求が不適法であり、却下する場合

判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条に次の1項を加える。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する判決をしなければならない。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は判決を」を「判決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を変更し、当該公開決定等を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

**附 則**

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

.....

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第20号**

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条第1項中「第46条」を「第46条第3項」に改め、同条第3項中「第45条及び第46条」を「第46条第1項及び第3項」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

**第4節 審査請求**

第45条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

**第45条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第46条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条中「前条第1項」を「第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

第46条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

審査請求が不適法であり、却下する場合

判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合  
2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第 46 条に次の 1 項を加える。

4 実施機関は、第 1 項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する判決をしなければならない。

第 47 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は判決を」を「判決を」に改め、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第 2 号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

#### 附 則

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 21 号

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 18 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第 2 号中「第 45 条第 1 項」を「第 46 条第 1 項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 45 条第 1 項」を「第 46 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。次条第 2 項及び第 14 条において同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 9 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 10 条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 11 条中「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 12 条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 12 条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 10 条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第 14 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



2 大津市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年条例第19号）附則第 2 項又は大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年条例第20号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てに係る調査審議の手續については、なお従前の例による。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第22号**

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第23号**

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

職員の人事評価の状況

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第24号**

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第53号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。  
第 7 条第 1 項中「第14条第 4 項」を「第14条第 3 項」に改める。  
第11条第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第25号**

大津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例  
大津市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第32号）の一部を次のように改正する。  
第 6 条を次のように改める。  
（降任及び降給の効果）

**第 6 条** 職員を降任させた場合におけるその者の降任後の職務の級における号給は、降任直前に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）より下位の号給のうちから任命権者が別に定めるところにより決定するものとする。

2 前条の事由により職員を降給させる場合におけるその者の号給は、同一職務の級における降給直前の号給（降格の場合にあっては、降格後の職務の級における降格直前に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給））より下位の号給のうちから任命権者が別に定めるところにより決定するものとする。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....  
条件付採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第26号**

条件付採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

条件付採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例（昭和27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「条件採用期間」を「条件付採用期間」に、「および」を「及び」に、「に関して規定することを目的」を「に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「条件付採用または臨時的任用期間中次の各号の 1 に該当する場合において」を「、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき」に、「降給しまたは」を「降給し、又は」に改め、同条第 2 号中「または」を「、又は」に改め、同条第 4 号中「または」を「又は」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（降任及び降給の効果）

**第 3 条** 前条の事由により職員を降任させた場合におけるその者の降任後の職務の級における号給は、降任直前に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）より下位の号給のうちから任命権者が別に定めるところにより決定するものとする。

2 前条の事由により職員を降給させる場合におけるその者の号給は、同一職務の級における降給直前の号給（降格の場合にあっては、降格後の職務の級における降格直前に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給））より下位の号給のうちから任命権者が別に定めるところにより決定するものとする。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....  
大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第27号**

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例（平成27年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「13日」を「20日」に改める。

第 6 条第 1 項中「臨時教員」を「臨時講師」に改める。

第 7 条第 1 項中「病理検査手当」の次に「、救急現場医療救護手当」を加える。

第 9 条第 2 項中「100分の108」を「100分の111」に、「100分の118」を「100分の121」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、在職期間が 1 箇月未満の者の前項の期末手当の額は、零とする。

第10条の見出し及び同条第1項、第11条第1項第6号並びに第12条第1項第1号中「臨時教員」を「臨時講師」に改める。

別表第1を次のように改める。

**別表第1**（第2条関係）

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額6,700円又は1時間につき870円
警備員	1時間につき 870円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額 9,030円
自動車運転士	日額 6,900円
保育士	日額 8,610円
保育園保健担当職員	日額 9,260円
用務員	日額6,700円又は1時間につき870円
調理員	日額 6,700円
児童厚生員	日額 7,510円
児童クラブ指導員	日額 8,030円
介護福祉士	日額 8,320円
食品衛生監視員	日額 8,830円
獣医師	日額 9,480円
保健師	日額 9,260円
助産師（市民病院に勤務する者を除く。）	日額 9,260円
看護師（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額 8,850円
准看護師（市民病院に勤務する者を除く。）	日額 8,320円
管理栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	日額 8,850円
栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	日額 7,510円
歯科衛生士（市民病院に勤務する者を除く。）	日額 7,410円
はり師・きゅう師	日額 7,510円
発達相談員	日額 10,160円
施設管理技術員	日額 8,850円
環境整備員	日額 8,720円
建築技術補助員	日額 8,850円
市民病院に勤務する看護補助員	1時間につき 964円
市民病院に勤務する医療技術補助員	1時間につき 964円
市民病院に勤務する助産師	1時間につき 1,574円
市民病院に勤務する看護師	1時間につき 1,569円
市民病院に勤務する准看護師	1時間につき 1,331円

市民病院に勤務する薬剤師	日額12,420円又は1時間につき1,602円
市民病院に勤務する医療技術職等の臨時職員（看護補助員、医療技術補助員、助産師、看護師、准看護師及び薬剤師を除く。）	日額11,520円又は1時間につき1,486円
訪問看護師	日額13,320円又は1時間につき1,666円
介護老人保健施設に勤務する介護職員	日額8,650円又は1時間につき1,050円
会計事務補助員	日額 7,510円
小1すこやか支援員	1時間につき 1,020円
特別支援教育支援員（看護師資格を有する者を除く。）	1時間につき 1,020円
特別支援教育支援員（看護師資格を有する者に限る。）	1時間につき 1,150円
学校図書館司書	1時間につき 1,020円
臨時養護教諭	日額 8,850円
養護教諭補助員	日額 7,610円
子育て支援指導員	日額7,890円又は1時間につき1,020円
森林環境学習指導員	日額 7,510円
指導主事	日額8,720円又は1時間につき1,130円
文化財発掘調査補助員	日額 7,000円
文化財発掘作業員	日額 6,690円
文化財整理補助員	日額 6,170円
臨時講師	月額227,100円又は1時間につき1,150円
幼稚園養護職員	1時間につき 1,180円

備考 市民病院に勤務する看護補助員が休日等、日曜日又は土曜日に正規の勤務時間が割り振られ、その日に勤務した場合の賃金の上限額は、この表に定めるところにより算定したその日の勤務に係る賃金の上限額に300円の範囲内で市長が別に定める額を加算した額とする。  
別表第2 病理検査手当相当分の項の次に次のように加える。

救急現場医療救護手当相当分	救急現場に出動して行う医療救護活動1件につき 750円
---------------	-----------------------------

別表第3 勤勉手当の項中「100分の75」を「100分の80」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条第4項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に係る賃金について適用し、施行日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に救急現場に出動した場合について適用する。

.....  
大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第28号**

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
大津市嘱託職員の報酬等に関する条例（平成27年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「6 月 1 日」を「任命権者が市長と協議して定める場合を除き、6 月 1 日」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

これらの基準日前 1 箇月以内の日に退職し、又は死亡した嘱託職員についても、同様とする。

第 3 条第 1 項第 2 号中「基準日」の次に「(基準日前 1 箇月以内の日に退職し、又は死亡した嘱託職員にあっては、当該退職し、又は死亡した日)」を加え、同条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 154」に、「100 分の 160」を「100 分の 164」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、在職期間が 1 箇月未満の者の前項の特別報酬の額は、零とする。

第 4 条中「休日等」の次に「(次条第 1 項において「休日等」という。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

**第 4 条の 2** 任命権者が市長と協議して定める嘱託職員(以下この条において「特定職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該特定職員には、特別報酬を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該特定職員には、特別報酬を支給する。

3 前 2 項の特別報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、7,000 円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して任命権者が市長と協議して定める勤務をした特定職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)

前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、3,500 円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額

4 第 1 項及び第 2 項の特別報酬の支給方法は、一般職の職員の管理職員特別勤務手当の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

別表第 1 を次のように改める。

**別表第 1 (第 2 条関係)**

区分	報酬の上限額
技能・経験職の嘱託員	月額 171,100 円
大津市退職職員の嘱託員	月額 233,400 円
C I O 補佐官	月額 541,000 円
警察機関連携嘱託員	月額 297,500 円
専門的分野のアドバイザー(この表に別段の定めがある者を除く。)	日額 28,000 円
車両総括管理者	月額 297,500 円
弁護士	月額 540,000 円
行政不服審査の審理員	審理 1 件につき 150,000 円
いじめ対策相談調査専門員(弁護士である者を除く。)	月額 333,000 円
消費生活相談員	月額 186,900 円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 171,400 円
障害福祉窓口業務嘱託員	月額 171,400 円
障害者虐待対応嘱託員	月額 194,700 円
手話通訳者	月額 171,400 円
障害児相談支援員	月額 186,900 円
嘱託医(市民病院に勤務する者を除く。)	月額 760,000 円又は日額 22,000 円

発達相談員	月額 195,600円
地域型保育支援員	月額 195,600円
保育園保健担当嘱託員	月額186,900円又は 1 時間につき1,200円
幼児教育相談員	月額 184,100円
バス運転士	月額115,900円又は出勤 1 回につき9,170円
保育アドバイザー	月額 171,400円
家庭相談スーパーバイザー	月額 195,600円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者に限る。）	月額 194,700円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 186,900円
母子自立支援員	月額 186,900円
女性相談員	月額 186,900円
児童厚生員	月額 171,400円
子育て支援員	月額 180,100円
児童クラブ指導員	月額 240,600円
介護支援専門員	月額 194,700円
介護認定調査員	月額 186,900円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額 180,100円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 171,400円
国民健康保険料徴収員	月額 86,000円
保健所に勤務する臨床心理士	出勤 1 回につき 13,200円
保健所に勤務する臨床検査技師	出勤 1 回につき 8,400円
保健所カウンセラー	出勤 1 回につき 8,800円
保健所に勤務する助産師	出勤 1 回につき 8,500円
保健所採血担当看護師	出勤 1 回につき 5,436円
管理栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 186,100円
栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 171,700円
歯科衛生士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 171,400円
診療放射線技師（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 186,100円
助産師（この表に別段の定めがある者を除く。）	月額 186,900円
看護師（この表に別段の定めがある者を除く。）	月額 180,100円
保健師	月額 186,900円
言語相談員	月額 194,200円
産業化支援統括コーディネーター	月額 380,000円

国際交流員	月額 330,000円
有害鳥獣駆除作業員	月額 185,800円
鳥獣害対策実施隊員	出勤 1 回につき 3,000円
早朝せり監視員	月額 172,200円
不法投棄対策監	月額 198,000円
建築確認構造審査業務嘱託員	出勤 1 回につき 24,000円
市民病院に勤務する薬剤師	月額 260,700円
市民病院に勤務する医療技術職等の嘱託員 ( 薬剤師を除く。 )	月額 241,800円
市民病院に勤務する嘱託医	月額940,000円、1 時間につき20,000円又は 出勤 1 回若しくは手術 1 件につき100,000円
訪問看護師	日額 13,320円
市民病院に勤務する事務職の嘱託員 ( この表に別段の定めがある者を除く。 )	月額 488,070円
市民病院事業経営アドバイザー	日額 200,000円
会計事務アドバイザー	月額 50,000円
介護老人保健施設に勤務する看護師	月額 206,200円
介護老人保健施設に勤務する介護職員	月額 206,000円
市担講師	月額 275,912円
いじめ対策等業務嘱託員	月額 178,200円
市担派遣講師	1 時間につき 2,750円
ことばの教室指導員	月額 194,200円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額 184,100円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額 184,100円
特別心理相談員	日額 20,000円
教育相談センタースーパーバイザー	1 時間につき 5,500円
特別教育相談員	1 時間につき 5,500円
特別支援教育相談員	1 時間につき 5,500円
外国語教育政策アドバイザー	月額 484,000円
教育センターシステム管理員	月額 156,800円
I C T 活用指導員	月額 147,300円
若手教員育成指導員	月額 147,300円
葛川少年自然の家指定医	出勤 1 回につき 15,000円
生涯学習専門員	月額 171,100円
社会教育指導員	月額 147,300円
科学館運営業務嘱託員	月額 156,800円

図書館司書	月額 171,400円
文化財調査員・学芸員	月額 171,400円
青少年健全育成非行防止相談員	月額 156,800円
学校支援アドバイザー	月額 147,300円
幼稚園養護職員	月額 184,100円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額 171,400円

備考 国民健康保険料徴収員の報酬の上限額は、この表による報酬の上限額に市長が別に定める能率給を加算した額とする。

別表第 2 に次のように加える。

救急現場医療救護手当相当分	救急現場に出動して行う医療救護活動 1 件につき 750円
---------------	-------------------------------

別表第 3 地域手当相当分の項中「100分の6.3」を「100分の6.65」に改め、同表勤勉手当相当分の項中「100分の75」を「100分の80」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に係る報酬について適用し、施行日以前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 の規定は、施行日以後に救急現場に出動した場合について適用する。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第29号**

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

第 2 条第15号の次に次の 1 号を加える。

の 2 救急現場医療救護手当

第17条の次に次の 1 条を加える。

（救急現場医療救護手当）

**第17条の 2** 救急現場医療救護手当は、病院に勤務する職員が救急現場に出動し、医療救護活動を行ったときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 件につき500円（深夜における業務の場合は、750円）とする。

**附 則**

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第17条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後に救急現場に出動した場合について適用する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第30号**

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第19項中第54号を第55号とし、第51号から第53号までを 1 号ずつ繰り下げ、第50号の次に次の 1 号を加える。

- (51) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第 2 号の規定に基づく移転の認定申請に対する審



査 1 件につき 27,000円  
別表第52項第 1 号ア(7)の表を次のように改める。

床面積の合計	工事種別	金額 ( 1 棟につき )
100平方メートル以内のもの	新築	45,000円 ( 住宅の品質確保の促進等に関する法律 ( 平成 11 年法律第 81 号 ) 第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面 ( 以下この項において「評価書面」という。 ) の添付がなされたものにあつては、15,000円 )
	増築又は改築	69,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円 )
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	新築	67,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円 )
	増築又は改築	103,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、38,000円 )
200平方メートルを超えるもの	新築	89,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円 )
	増築又は改築	138,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円 )

別表第52項第 1 号ア(イ) a 及び b を次のように改める。

a 建築物の床面積

床面積の合計	工事種別	金額 ( 1 棟につき )
500平方メートル以内のもの	新築	63,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円 )
	増築又は改築	94,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円 )
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	99,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円 )
	増築又は改築	148,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円 )
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	208,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、53,000円 )
	増築又は改築	311,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円 )
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	363,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円 )
	増築又は改築	542,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、122,000円 )
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	634,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、118,000円 )
	増築又は改築	945,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、181,000円 )
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	1,168,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、214,000円 )
	増築又は改築	1,741,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、328,000円 )
20,000平方メートルを超え30,000平方メ	新築	1,692,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、298,000円 )

一トール以内のもの	増築又は改築	2,522,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、457,000円 )
	新築	2,083,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、367,000円 )
30,000平方メートルを超えるもの	新築	2,083,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、367,000円 )
	増築又は改築	3,105,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、563,000円 )

b 認定を受けようとする住戸に係る床面積

床面積の合計	工事種別	金額 ( 1 棟につき )
500平方メートル以内のもの	新築	41,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円 )
	増築又は改築	61,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円 )
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	67,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円 )
	増築又は改築	100,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、36,000円 )
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	120,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円 )
	増築又は改築	179,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、62,000円 )
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	223,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、75,000円 )
	増築又は改築	334,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、115,000円 )
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	370,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円 )
	増築又は改築	554,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円 )
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	687,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、229,000円 )
	増築又は改築	1,030,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、352,000円 )
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	956,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、314,000円 )
	増築又は改築	1,433,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、482,000円 )
30,000平方メートルを超えるもの	新築	1,159,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、374,000円 )
	増築又は改築	1,737,000円 ( 評価書面の添付がなされたものにあつては、575,000円 )

別表第52項第2号ア中「15,000円」の次に「( 増築又は改築に係るものにあつては、26,000円 )」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第19項の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第31号**

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和41年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)」を付し、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)
- 2 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和46年条例第41号)の一部を次のように改正する。  
第14条の3中「附則第3項」を「附則第2項」に改める。

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第32号**

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「一般病床 488床 結核病床 10床」を「一般病床 437床」に改める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第33号**

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第35条」を「第35条の2」に、「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第4条の見出しを「(土地の所有者等の責務)」に改め、同条中「土地所有者等」を「所有者等」に改める。

第8条第5項中「土地所有者等」を「所有者等」に改める。

第9条第2項及び第14条(見出しを含む。)中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第16条第1項第2号中「に規定する土地所有者等」を「の規定による土地の所有者等」に改める。

第31条第2項中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

(許可を要しない特定事業の届出)

**第35条の2** 第10条第2号に掲げる事業に該当する特定事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第21条から第24条まで、第26条及び第33条第2項の規定は、前項の規定による届出をした者が行う土砂等の搬入等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第5章の章名中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第36条(見出しを含む。)中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第37条の見出し中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改め、同条中「に係る第14条の同意をした土地所有者等」を「の用に供される土地の所有者等」に改める。

第44条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 事業者の事務所又は事業区域の土地その他その業務を行う場所の所有者等その他の関係者は、正当な理由が

ない限り、第 1 項の規定による立入り、検査、収去又は質問を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第45条第 1 項第 1 号中「若しくは第 2 項」の次に「( 第35条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。 )」を加える。

第47条第 1 号中「第33条第 2 項」の次に「( 第35条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。 )」を加える。

第49条第 1 号中「第24条」の次に「( これらの規定を第35条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。 )」を加え、同条中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

第35条の 2 第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者

第49条に次の 1 号を加える。

第44条第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入り、検査、収去若しくは質問を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

第50条第 4 号中「第21条」の次に「( 第35条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。 )」を加え、同条第 5 号中「第22条」の次に「( 第35条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。 )」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、平成28年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に特定事業( 第10条第 2 号に掲げる事業に該当する特定事業に限る。 )を行っている者( その者から当該特定事業を承継した者を含む。 )は、この条例の施行の日から起算して 6 月を経過するまでの間は、改正後の第35条の 2 第 1 項の届出をしないで当該特定事業を行うことができる。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第34号**

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例( 昭和44年条例第 8 号 )の一部を次のように改正する。

第 2 条の表保育所の部大津市立浜大津保育園の項を削る。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

**附 則**

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。  
( 大津市子育て総合支援センター条例の一部改正 )
- 2 大津市子育て総合支援センター条例( 平成17年条例第70号 )の一部を次のように改正する。  
第 3 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。  
第 4 条第 1 項中「又は前条第 6 号に掲げる事業」を削る。  
第 7 条から第11条までを削り、第12条を第 7 条とし、第13条を第 8 条とし、第14条を第 9 条とする。  
別表中「第12条、第13条関係」を「第 7 条、第 8 条関係」に改める。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第35号**

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例( 平成12年条例第76号 )の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「規定する小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

別表大津市立瀬田児童クラブの項の次に次のように加える。

大津市立第 2 瀬田児童クラブ	大津市大江五丁目33番50号
-----------------	----------------

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市老人福祉センター条例及び大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第36号**

大津市老人福祉センター条例及び大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例  
( 大津市老人福祉センター条例の一部改正 )

**第 1 条** 大津市老人福祉センター条例 ( 昭和55年条例第20号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「20人」を「18人」に改める。

( 大津市老人デイサービスセンター条例の一部改正 )

**第 2 条** 大津市老人デイサービスセンター条例 ( 平成 7 年条例第 2 号 ) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「20人」を「18人」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第37号**

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例 ( 昭和34年条例第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

第13条の 5 中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第13条の 5 の10中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第18条第 1 項中「520,000円」を「540,000円」に改め、同項第 2 号中「260,000円」を「265,000円」に改め、  
同項第 3 号中「470,000円」を「480,000円」に改め、同条第 4 項中「520,000円」を「540,000円」に、  
「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第 5 項中「520,000円」を「540,000円」に改める。

**附 則**

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の大津市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度  
分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第38号**

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大津市後期高齢者医療に関する条例 ( 平成20年条例第 5 号 ) の一部を次のように改正する。

附則中第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

大津市建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第39号**

大津市建築審査会条例の一部を改正する条例

大津市建築審査会条例 ( 昭和47年条例第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「または」を「又は」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「会議」の次に「( 以下「会議」という。 )」を加え、同条第 2 項中「1 に」を「いずれか

に」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第 3 項中「および」を「及び」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

**附 則**

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 40 号**

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天神山団地の項中「44」を「42」に改め、同表大石団地の項中「13」を「12」に改め、同表高橋川第一団地の項及び高橋川第二団地の項中「2」を「1」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 41 号**

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和 52 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中「158.37 円」を「158.58 円」に改め、別表第 2 第 2 項の表中「140.73 円」を「140.94 円」に改め、別表第 2 第 3 項の表中「138.57 円」を「138.78 円」に改め、別表第 2 第 4 項の表中「137.44 円」を「137.65 円」に改め、別表第 2 第 5 項の表中「134.20 円」を「134.41 円」に改め、別表第 2 第 6 項の表中「132.06 円」を「132.27 円」に改める。

別表第 3 第 1 項の表中「127.28 円」を「127.49 円」に、「100.28 円」を「100.49 円」に改め、別表第 3 第 2 項の表中「118.64 円」を「118.85 円」に、「91.64 円」を「91.85 円」に改め、別表第 3 第 3 項の表中「109.02 円」を「109.23 円」に、「82.02 円」を「82.23 円」に改める。

別表第 4 中「70.61 円」を「70.82 円」に改める。

別表第 5 中「79.25 円」を「79.46 円」に改める。

別表第 6 第 1 項の表中「158.37 円」を「158.58 円」に改め、別表第 6 第 2 項の表中「90.33 円」を「90.54 円」に改め、別表第 6 第 3 項の表中「158.37 円」を「158.58 円」に改め、別表第 6 第 4 項の表中「140.73 円」を「140.94 円」に改め、別表第 6 第 5 項の表中「103.81 円」を「104.02 円」に改め、別表第 6 第 6 項の表中「102.68 円」を「102.89 円」に改める。

別表第 7 第 1 項の表中「158.37 円」を「158.58 円」に改め、別表第 7 第 2 項の表中「106.53 円」を「106.74 円」に改め、別表第 7 第 3 項の表中「158.37 円」を「158.58 円」に改め、別表第 7 第 4 項の表中「140.73 円」を「140.94 円」に改め、別表第 7 第 5 項の表中「103.81 円」を「104.02 円」に改め、別表第 7 第 6 項の表中「102.68 円」を「102.89 円」に改める。

別表第 8 第 1 項の表中「158.37 円」を「158.58 円」に改め、別表第 8 第 2 項の表中「85.96 円」を「86.17 円」に改め、別表第 8 第 3 項の表中「158.37 円」を「158.58 円」に改め、別表第 8 第 4 項の表中「140.73 円」を「140.94 円」に改め、別表第 8 第 5 項の表中「94.65 円」を「94.86 円」に改め、別表第 8 第 6 項の表中「93.01 円」を「93.22 円」に改める。

**附 則**

1 この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の大津市ガス供給条例の規定は、平成28年7月1日以後の日をその末日とする料金算定期間に係る料金について適用し、同月1日前の日をその末日とする料金算定期間に係る料金については、なお従前の例による。

.....

大津市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第42号**

大津市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例  
大津市液化石油ガス供給条例(平成16年条例第46号)の一部を次のように改正する。  
別表第2中「35.478」を「35.535」に、「24.894」を「24.951」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成28年7月1日以後の日をその末日とする料金算定期間に係る料金について適用し、同月1日前の日をその末日とする料金算定期間に係る料金については、なお従前の例による。

.....

大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第43号**

大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例  
大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例(昭和49年条例第65号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第44号**

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大津市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第39号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2項の表大津市立坂本公民館の項を削る。  
別表第38号を削る。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第45号**

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例  
大津市生涯学習センター条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中「第3項及び第4項」を「第6項」に改め、「、これらを単に」を削り、「という」を「と総称する」に改め、同条第2項中「25人」を「12人」に改め、同条第3項を次のように改める。  
3 大津市科学館運営協議会の委員は、科学館が行う事業に関して識見を有する者であって次に掲げるもの及び教育委員会が行う公募に応募した市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。  
学識経験を有する者

教育関係団体から選出された者

市職員

第 6 条第 4 項中「1 年」を「2 年」に改め、「ただし、」の次に「委員が欠けた場合における」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は公募に応募した者のうちから委員を委嘱しないことができる。
- 5 大津少年センター運営協議会の委員は、少年の健全育成に関して識見を有する者であって次に掲げるものの中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

学識経験を有する者

市民団体から選出された者

福祉関係団体から選出された者

教育関係団体から選出された者

関係行政機関から選出された者

市職員

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 7 委員は、再任されることができる。

別表第 2 第 1 項の表備考第 1 項中「小学校（）」の次に「義務教育学校の前期課程、」を、「中学校（）」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大津市生涯学習センター条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 3 項の規定により委嘱し、又は任命された大津市科学館運営協議会又は大津少年センター運営協議会（以下「運営協議会」と総称する。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の大津市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 3 項又は第 5 項の規定により運営協議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第 6 条第 6 項の規定にかかわらず、同日における旧条例第 6 条第 3 項の規定により委嘱し、又は任命された運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 46 号

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例

大津市北部地域文化センター条例（平成 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「25 人」を「10 人」に改め、同条第 3 項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者であって次に掲げるもの」に、「委嘱」を「委嘱し、」に改め、同項に次の各号を加える。

学識経験を有する者

市民団体から選出された者

福祉関係団体から選出された者

教育関係団体から選出された者

関係行政機関から選出された者

市職員

第 6 条第 4 項中「1 年」を「2 年」に改め、「ただし、」の次に「委員が欠けた場合における」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 5 委員は、再任されることができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大津市北部地域文化センター条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 3 項の規定により委嘱し、又は任命された堅田少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の大津市北部地域文化センター条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 3 項の規定により協議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場



合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、同日における旧条例第 6 条第 3 項の規定により委嘱し、又は任命された協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

.....

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 47 号**

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和 37 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第3条、第19条関係）

			種類	入力	離隔距離（cm）				備考
					上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉		使用温度が800 以上のもの		250	200	300	200	
			使用温度が300 以上800 未満のもの		150	150	200	150	
			使用温度が300 未満のもの		100	100	100	100	
	開放炉以外		使用温度が800 以上のもの		250	200	300	200	
			使用温度が300 以上800 未満のもの		150	100	200	100	
			使用温度が300 未満のもの		100	50	100	50	
ふろがま 気体燃料 不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）		15 注	15	15	注 浴槽との離隔距離は0 cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2 cmとする。
			内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）			60		
		浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）		15	15	15	
			外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）		15	60	15	
		内がま	21kW以下（ふろ用以外の		15	60			

				バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが 70kW以下であって、か つ、ふる用バーナーが 21kW以下)				
		密閉式		21kW以下(ふる用以外の バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが 70kW以下であって、か つ、ふる用バーナーが 21kW以下)		2 注	2	2
		屋外用		21kW以下(ふる用以外の バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが 70kW以下であって、か つ、ふる用バーナーが 21kW以下)	60	15	15	15
不 燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下(ふる用以外の バーナーをもつものにあ っては42kW以下)		4.5 注		4.5
			内がま	21kW以下(ふる用以外の バーナーをもつものにあ っては42kW以下)				
		浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下(ふる用以外の バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが 70kW以下であって、か つ、ふる用バーナーが 21kW以下)		4.5		4.5
			外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下(ふる用以外の バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが 70kW以下であって、か つ、ふる用バーナーが 21kW以下)		4.5		4.5

					内がま	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)					
					密閉式	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)		2 注			2
					屋外用	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	30	4.5			4.5
	液体燃料	不燃以外				39kW以下	60	15	15		15
	液体燃料	不燃				39kW以下	50	5			5
	上記に分類されないもの						60	15	60		15
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60		4.5
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15
							26kWを超え70kW以下	100	15	100 注1	15
						温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150
					強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	

注1 風道を使用するものにあつては15cmとする。  
 注2 ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。

			密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5		5		
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150		150		
				強制排気型	26kW以下	50	5		5		
		密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5		5			
	上記に分類されないもの					100	60	60 注 2	60		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0		0			
			据置型レンジ	21kW以下	80	0		0			
	上記に分類されないもの				使用温度が800 以上のもの		250	200	300		200
					使用温度が300 以上800 未満のもの		150	100	200		100
				使用温度が300 未満のもの		100	50	100	50		
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
	半密閉式			12kWを超え42kW以下			15	15	15		
				12kW以下			4.5	4.5	4.5		

		不燃	密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
			屋外用		フードを付けない場合		42kW以下	60	15		15	15	
					フードを付ける場合		42kW以下	15	15		15	15	
			開放式		フードを付けない場合		7 kW以下	30	4.5			4.5	
					フードを付ける場合		7 kW以下	10	4.5			4.5	
			半密閉式				42kW以下		4.5			4.5	
			密閉式				42kW以下	4.5	4.5			4.5	
			屋外用		フードを付けない場合		42kW以下	30	4.5			4.5	
					フードを付ける場合		42kW以下	10	4.5			4.5	
			液体燃料	不燃以外				12kWを超え70kW以下	60		15	15	15
								12kW以下	40		4.5	15	4.5
				不燃				12kWを超え70kW以下	50		5		5
								12kW以下	20		1.5		1.5
			上記に分類されないもの					23kWを超える	120		45	150	45
					23kW以下	120	30	100	30				
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注 熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5			
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5				
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5				
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100		100	
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100		15	

	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100		100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5		5		
				上記に分類されないもの		150	100	150	100		
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5		4.5		
	不燃	開放式	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの		100	50	100	50	
					内部容積が1立方メートル未満のもの		50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式			12kW以下			4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
					瞬間型	調理台型	12kW以下		0		0
				壁掛け型、据置型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用	フードを付けない場合		12kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合		12kW以下	15	15	15	15	
			不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5		4.5
						フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5		4.5
	瞬間型	フードを付けない場合			12kW以下	30	4.5		4.5		
フードを付ける場合		12kW以下			10	4.5		4.5			

			半密閉式		12kW以下		4.5		4.5				
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5		4.5			
				瞬間型	調理台型	12kW以下		0		0			
					壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5		4.5			
			屋外用	フードを付けない場合		12kW以下	30	4.5		4.5			
				フードを付ける場合		12kW以下	10	4.5		4.5			
			液体燃料	不燃以外			12kW以下	40	4.5	15	4.5		
				不燃			12kW以下	20	1.5		1.5		
			給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下		15	15	15
							瞬間型		12kWを超え70kW以下		15	15	15
密閉式	常圧貯蔵型					12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
	瞬間型	調理台型				12kWを超え70kW以下		0		0			
壁掛け型、据置型		12kWを超え70kW以下				4.5	4.5	4.5	4.5				
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合				12kWを超え42kW以下	60	15	15	15			
		フードを付ける場合			12kWを超え42kW以下	15	15	15	15				
	瞬間型	フードを付けない場合			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15				
		フードを付ける場合			12kWを超え70kW以下	15	15	15	15				
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型			12kWを超え42kW以下		4.5		4.5				
		瞬間型			12kWを超え70kW以下		4.5		4.5				
	密閉式	常圧貯蔵型			12kWを超え42kW以下	4.5	4.5		4.5				
		瞬間型			調理台型	12kWを超え70kW以下		0		0			
			壁掛け型、据置型		12kWを超え70kW以下	4.5	4.5		4.5				
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kWを超え42kW以下	30	4.5		4.5				



				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5		4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5		4.5		
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5		4.5		
	液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15		
		不燃			12kWを超え70kW以下	50	5		5		
		上記に分類されないもの				60	15	60	15		
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注1 熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2 方向性を有するものにおいては100cmとする。
					全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5		
				強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5	
					全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80	
	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5				
		強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5				
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7 kW以下	100	50	100	20	
				自然対流型		7 kWを超え12kW以下	150	100	100	100	
						7 kW以下	100	50	50	50	
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12kW以下	100	15	100	
温風を全周方向に吹き出すもの					7 kWを超え12kW以下	100	150	150	150		
				7 kW以下	100	100	100	100			
不燃				開放式	放射型		7 kW以下	80	30		5
					自然対流型		7 kWを超え12kW以下	120	100		100
							7 kW以下	80	30		30
					強制対	温風を前方向に吹き出すもの		12kW以下	80	5	

				流型	温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150		150		
						7kW以下	80	100		100		
			固体燃料				100	50 注2	50 注2	50 注2		
調理用器具	気体燃料 不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	100	15	15	15	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		
				卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注			
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15		15	
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5	
					卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5	
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	30	10	10		10	
				圧力調理器（内容積10リットル以下）		30	10	10	10			
			不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	80	0			0
						卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0			0
					バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80		0	
加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下				30	4.5		4.5			
	卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下				10	4.5		4.5			

					炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5		4.5	
					圧力調理器(内容積10リットル以下)		15	4.5		4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外				6kW以下	100	15	15	15	
		不燃				6kW以下	80	0		0	
	固体燃料						100	30	30	30	
電気温風機	電気	不燃以外				2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注 温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
		不燃				2kW以下	0注	0注	注	0注	
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	注1 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。	
							20注1		20注1		
						10注2		10注2			
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
							15注1		15注1		
						10注2		10注2			
	4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2						
			10注1注2		10注1注2						
	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2					
				10注2		10注2					
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0		0				
					0注1注2		0注1注2				
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	80	0		0			
						0注2		0注2			

電気天火	電気	不燃以外		2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口面にあつては10cmとする。
		不燃		2 kW以下	10	4.5 注		4.5 注	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口面にあつては10cmとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2 kW以下	10	4.5 注		4.5 注	
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 kW以下	80	15		4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 kW以下	80	80		80	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 kW以下	80	0		0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0		0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。 注2 排気口面にあつては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0		0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」の項は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離とする。
- 3 「不燃」の項は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離とする。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....  
大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第48号**

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「異議申立」を「審査請求」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。